## 北橘公民館だより



令和3年11月1日 第148号

北橘公民館

検索

編集・発行 北橘公民館 北橘町真壁 2 3 5 4 TEL (5 2) 2 3 0 0 https://www.city.shibukawa.lg.jp

## ※「橘陰塾」受講生を募集します。

### ベネチアンガラスで作る MIZマスのオーナメント教室

ベネチアンガラスでオーナメントを作ります。 世界にひとつだけの自分だけのオーナメントです。 普段は忙しい自分だけのご褒美タイム♪

くガラスの色は青・白・緑>





公民館に見本が あります

[日時] **11月24日(水)** 午前10時30分~11時30分

【会場】 北橘公民館3階 視聴覚室303

【講師】 高山 みさ子先生

【対象】 成人の方 【定員】 10人

【参加費】700円(材料費) 【持ち物】水分補給の飲み物

## 的意思的整整

日常生活の疲れやストレスをためたココロとカラダをゆっくりとほぐします。

足裏のマッサージも習います。

ぜひ、一度お試しください。

午前10時~11時30分

【会場】 北橘公民館1階 講義室103

【講師】 新井 昌美先生

【対象】 成人の方

【定員】 8人

【持ち物】ヨガマット又はバスタオル、

ハンドタオル又は手ぬぐい

水分補給の飲み物

#### ・ よる・ P. J・ A・ D. タ・ 講座申込みについて ・ よる・ P. J・ A・ D. タ・

下記申込書の希望する講座名に〇をつけ必要事項を記入の上、**北橘公民館事務室**へお持ち下さい。 電話での受付も行います。申し込みは**先着順**とし、定員になり次第締め切ります。

#### 申込期間 11月11日(木)~16日(火)午前10時00分~午後5時00分

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、講座を中止 する場合があります。申込者が定数未満の場合は開講しません。 日程・内容は都合により変更になる場合があります。

お一人様2名まで申し込めます。\*申込書は公民館にもあります。

※参加の際は、マスクの着用をお願いいたします。

※申し込み後のキャンセルは、材料費をいただく場合もあります ので、ご注意ください。

間い合わせ 本北橘公民館(52-2300)

名前 (ふりがな)			電話番号	
住所	₹			
希望する講座に○をつけてください クリスマスの (両方申し込みo K)			事務局記入欄 受付日: オーナメント教室: No.	
オーナメント孝	效室	ゆったりヨガ教室	ゆったりヨガ教室 : No.	

令和3年度橘陰塾(クリスマスのオーナメント教室・ゆったりヨガ教室)申込書申込受付期間 11/11(木)~11/16(火)

#### 公民館の貸館再開について

渋川市の各公民館では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、8月初旬から貸館(部屋の貸出し)を休止しておりましたが、県の新型コロナウイルス感染症警戒度が下がったため、貸館を再開いたしました。

ご利用の際には、新型コロナウイルス感染症対策(マスク着用・ 手洗い・消毒・換気・3密回避等) へのご協力をお願いいたします。

# 書館だより

令和3年11月1日 第90号 北橘町真壁2354

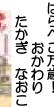
### 新刊のお知らせ































きゅっきゅっ



他

◇徳光流生き当たりばったり 徳光 和夫 ◇コーチングよりも大切なカウンセリングの技術

◇ぼくはイエローでホワイトで、 ちょっとブルー ブレイディ みかこ ◇朝までぐっすり!夜中のトイレに起きない方法 ◇東大教授がおしえるさらに! やばい日本史

滝乃 みわこ

◇知って話そうニュースの言葉 5分でわかる重要ワード

◇しれっと逃げ出すための本。

ヨシダ ナギ

◇ねこと王さましごとをさがす ニック・シャラット

…他

#### 図書利用券の更新はお済みですか?

渋川市では令和3年6月1日から図書利用券に有効期間(3年)を設けました。令 和2年5月31日以前に図書利用券を作成した方の有効期間については令和3年11 月30日までとなっていますので引き続き図書館を利用するためには更新手続き が必要です。まだ手続きがお済みでない方は期限までに必ず更新手続きをお願い いたします。

- ・更新手続き期間 令和3年11月30日(火)まで
- ・手続きに必要なもの 必要事項を記入した図書利用券申請書

ご利用中の図書利用券

住所・氏名の確認ができるもの(免許証・保険証等)

※図書利用券申請書は図書館にあります。

- ○更新手続きをせずに有効期間を過ぎた場合は、貸出や予約等ができなくなりま すので必ず、更新手続きを行ってください。
- ○更新手続き後は、手続きをした日から3年間有効期間としてご利用できます。